

米国特許情報

装置クレームの自明性の認定と、方法クレームの自明性の認定との差異に関し
CAFC が興味深い判断を下す

2018年10月09日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

CAFC は、嘗て、装置クレームが、どのように記載されるべきものであるかについて、明らかにしたことがあります。

具体的には、*Hewlett-Packard Co. v. Bausch & Lomb Inc.*, 909 F.2d 1464, 1468 (Fed. Cir. 1990) において、装置クレームは、「**装置が何であるのか**を保護するものであって、**装置が何をするのか**を保護するものではない」ことを CAFC は明らかにしました。では、装置を操作する方法クレームの保護を図る場合、どのように記載すべきでしょうか。

装置クレームであっても、方法クレームであっても、当然のことながら、非自明性の特許要件を具備していなければなりません。この場合、方法のクレームに対する自明性の認定と、装置クレームに対する自明性の認定とは、同じでしょうか、それとも、差異があるのでしょうか。差異があるのであれば、方法クレームに対する自明性は、どのように認定されるのでしょうか。

この点に関し、最近、CAFC は、装置クレームの自明性の認定と、方法クレームの自明性の認定との差異に関し、非常に興味深い判決を下しました。以下に、詳細に説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。